

## 2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、条例で定めるところにより、北海道に提出することとしています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(10)）。

### ◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類（条例等で定める書類）

申 出 書	
記 載 事 項	① NPO法人の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地
	④ その他の事務所の所在地
	⑤ 設立の年月日
	⑥ 現に行っている事業の概要
	⑦ 事業年度
	⑧ 過去の指定の有無及びその年月日
	⑨ その申出において適用する公益性要件
	⑩ 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名及び役職名

申 出 書 の 添 付 書 類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注) ①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人は、添付の必要はありません（条例3①）。

(参考)

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類	
①	事業報告書（前事業年度分）
②	貸借対照表（前事業年度分）
③	活動計算書（前事業年度分）
④	財産目録（前事業年度分）
⑤	年間役員名簿（前事業年度分）
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（前事業年度末日現在）

(注) 認証NPO法人として、北海道又は釧路移譲市町村に既に提出している書類は、再度提出する必要はありません。  
(札幌市所轄のNPO法人については、全て提出する必要があります。)